

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況

(地方厚生(支)局別)

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（厚生（支）局別）

厚生(支)局	①集団指導(人)			②個別指導(件)			③監査(件)			④中止等(件)			(参考)情報提供		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27
北海道	672	541	430	3	3	0	0	0	3	0	0	3	39	26	20
東北	713	263	226	17	14	10	5	2	1	4	0	1	31	40	46
関東信越	1,181	1,094	1,057	29	15	10	1	4	9	2	3	5	154	166	232
東海北陸	744	387	378	21	19	21	3	1	0	2	1	0	86	69	107
近畿	2,051	931	934	62	50	22	19	19	4	14	11	9	176	100	169
中国四国	335	146	192	5	11	10	3	2	3	3	1	3	34	45	54
四国	113	130	137	9	5	4	0	2	3	2	0	2	23	29	12
九州	451	608	589	12	5	12	2	5	3	1	3	2	88	73	95
計	6,260	4,100	3,943	158	122	89	33	35	26	28	19	25	631	548	735

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数
 ※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（平成 27 年度）

厚生(支)局	①集団指導(人)	②個別指導(件)	③監査(件)	④中止等(件)	(参考)情報提供
北海道	430	0	3	3	20
東北	226	10	1	1	46
関東信越	1,057	10	9	5	232
東海北陸	378	21	0	0	107
近畿	934	22	4	9	169
中国四国	192	10	3	3	54
四国	137	4	3	2	12
九州	589	12	3	2	95
計	3,943	89	26	25	735

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数

※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（年度別 全国）

年度	①集団指導 (人)	②個別指導 (件)	③監 査 (件)	④中止等 (件)	(参考) 情報提供 (件)
平成25年度	6, 260	158	33	28	631
平成26年度	4, 100	122	35	19	548
平成27年度	3, 943	89	26	25	735

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数
 ※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

柔道整復の施術に係る受領委任の取扱いの中止等事例一覧（平成 27 年度）

	中止等年月日	都道府県	中止等区分	中止等理由	備考（公表資料の具体的な内容等）
1	平成27年6月5日	大阪府	中止相当	不正請求	—
2	平成27年6月22日	秋田県	中止相当	不正請求	—
3	平成27年7月1日	高知県	中止相当	不正請求	—
4	平成27年7月1日	高知県	中止相当	不正請求	—
5	平成27年7月17日	東京都	中止	不正請求	・複数回にわたり正当な理由なく監査を欠席（監査拒否）
6	平成27年7月31日	大阪府	中止相当	不正請求	—
7	平成27年8月1日	北海道	中止	不正請求	・施術日数を付け増して療養費を請求 ・施術部位を付け替えて療養費を請求 ・算定基準を満たしていない療養費を請求
8	平成27年8月28日	兵庫県	中止	不正請求	—
9	平成27年9月4日	滋賀県	中止相当	不正請求	—
10	平成27年9月5日	群馬県	中止	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求
11	平成27年9月16日	大阪府	中止相当	不正請求	—
12	平成27年9月18日	大阪府	中止	不正請求	—
13	平成27年9月28日	岡山県	中止相当	不正請求	—

※ 事例の内容等については地方厚生(支)局の公表資料より抜粋

※ 「中止等区分」欄にある「中止相当」とは、監査の対象となった柔道整復師が受領委任の取扱いを辞退した後に行政措置が決定したもの

柔道整復の施術に係る受領委任の取扱いの中止等事例一覧（平成 27 年度）

	中止等年月日	都道府県	中止等区分	中止等理由	備考（公表資料の具体的な内容等）
14	平成27年10月6日	山口県	中止相当	不正請求	—
15	平成27年11月14日	東京都	中止相当	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求 ・施術内容を付け増して療養費を請求
16	平成27年12月1日	神奈川県	中止	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求 ・施術内容を付け増して療養費を請求
17	平成28年1月13日	北海道	中止相当	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求
18	平成28年1月13日	島根県	中止相当	不正請求	—
19	平成28年1月15日	大阪府	中止	不正請求	—
20	平成28年1月15日	大阪府	中止	不正請求	—
21	平成28年2月1日	北海道	中止相当	不正請求	・柔道整復師以外の者が行った施術等を療養費請求
22	平成28年2月5日	沖縄県	中止相当	不正請求	—
23	平成28年2月5日	沖縄県	中止	不正請求	—
24	平成28年2月26日	大阪府	中止相当	不正請求	—
25	平成28年3月24日	東京都	中止相当	不正請求	・施術内容を付け増して療養費を請求

※ 事例の内容等については地方厚生(支)局の公表資料より抜粋

※ 「中止等区分」欄にある「中止相当」とは、監査の対象となった柔道整復師が受領委任の取扱いを辞退した後に行政措置が決定したもの

柔道整復の施術に係る療養費の不正請求等の事例（平成27年度公表分）

公表資料からみる不正請求等の事例（再掲）

	不正等の事例	施術所数	主な不正等の内容
1	架空請求	4	<ul style="list-style-type: none"> ・実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求したもの ・実際には来院していない患者について、施術管理者が施術録や療養費支給申請書に虚偽の記載をし、請求していたもの
2	付増請求	4	<ul style="list-style-type: none"> ・施術日数を付け増して療養費を請求していたもの ・実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していたもの
3	付替請求	1	<ul style="list-style-type: none"> ・施術部位を付け替えて療養費を請求していたもの
4	監査拒否	1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年7月から平成27年4月まで計6回の監査を実施したが、正当な理由なく監査を欠席したことによるもの
5	その他	2	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復師以外の者が行った施術等を療養費として請求したもの ・算定基準を満たしていない療養費を請求していたもの